問1 出願手続の留意点

出願等の手続について留意すべきことは。

答: 次に掲げるような不備事項を見受けますので、出願に際して、提出する書類の再チェックを 実行していただくように、手続を行う上での留意点をまとめました。

I. 特許(実用新案登録)出願関係

〈願書・中間手続共通〉

1. 【特許出願人】の欄

出願人が法人であって代理人によらない手続の場合には、【代表者】の欄を設けて、代表者の 氏名を記載してください。

- 2. 出願人、代理人の住所又は居所の記載
- (1) 住所又は居所の誤記を多く見受けますが、識別番号を記載した場合には、住所又は居所の記載は省略することができます。
- (2) 出願人、代理人の住所又は居所を記載するときは、特許庁に届け出られている住所又は居所を記載します(住所変更の届出を行っているときは、変更後のもの。)。また、記載は都道府県名から大区画順に記載し、番地等についてはアラビア数字を用いるようお願いします。
- 3. 出願人が二人以上いる場合で、識別番号の通知を受けていない者が含まれている場合は、識別番号の通知を受けていない者の【識別番号】の欄を設ける必要はありません。
- 4. 出願人が二人以上いる場合で、全員が共同して特例法施行規則第10条各号に規定するオンライン手続をするとき (代理人による手続で代理人が二人以上の場合も同様) は、手続実行者以外の者は「特定手続を行った旨の申出(手続補足書の提出)」が必要です。

〈願書の作成について〉

1. 【特許出願人】の欄の【国籍・地域】の記載

国コードが付されていない国名または地域名を記載しようとする場合には、【国籍・地域】の欄には「無国籍、その他の国名及び地域名」と記載し、【手数料の表示】の欄の次(【提出物件の目録】の欄の前)に【その他】の欄を設けて、「国籍 〇〇〇〇」(無国籍のときは「国籍無国籍」)のように国名または地域名を記載してください。

なお、国コードが付されている国名または地域名については、

電子出願ソフトサポートサイト「『出願』、『請求』タブで提出する書類用 国・地域名一覧」 (https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_support/3_attention/03_09_02-1.html)を確認してください。

- 2. 【パリ条約による優先権等の主張】の欄の記載
 - (1) 【出願日】の欄には、「20○○年○月○日」のように西暦で記載します。
 - (2) 【出願番号】の欄には、アラビア数字、ローマ字(大文字に限る)、スペース(空白)又は「一」、「/」、「,」、若しくは「.」の記号を用いて出願番号を記載します(これら以外の仮名・漢字等は使用できません。)。
- ・優先権証明書類等に記載された出願番号の記載例

国・地域・国際機関名	出願番号の記載例	説明
米国	10/835, 571	10: シリーズ・コード
		835, 571:連続番号
欧州特許庁	23076897	23: 年号(西暦下2桁)
	※チェック・デジット(末尾の「.」+	07: 出願場所コード
	「1桁」)無しで記載してください。	6897: 連続番号
ドイツ	10 2023 018 017.2	10: 出願種別コード
		2023: 年号 (西暦)
		018 017: 連続番号
		2: チェック・デジット
韓国	10-2023-0036587	10: 出願種別コード
		2023: 年号 (西暦)
		0036587: 連続番号
フランス	FR2305271	FR: 国コード
	※特許の場合は先頭に「FR」	23: 年号(西暦下2桁)
	が付きます。	05271: 連続番号
イギリス	2320314. 8	23: 年号(西暦下2桁)
		20314: 連続番号
		8: チェック・デジット
台湾	112119914	112: 台湾歴(西暦-1911)
		119914: 連続番号
スウェーデン	2300103-8	23: 年号(西暦下2桁)
		00103: 連続番号
		8: チェック・デジット
オランダ	1023745	1023745: 連続番号
スイス	00144/23	00144: 連続番号
		23: 年号(西暦下2桁)
中国	202310123456. 7	2023: 年号 (西暦)
		1: 出願種別数字(1特許、2実用新案)
		0123456: 連続番号
		7: チェック・デジット

3. 【手数料の表示】の欄

- (1) 予納の残高に不足が生じているものを見受けます。
- (2) 【予納台帳番号】の欄名及び番号の誤記を見受けます。
- (3) 手続を実行した代理人ではなく、【選任した代理人】の欄に記載した代理人の「予納台帳番号」が記載されているものを見受けますが、手続を実行した代理人以外の者は予納の申出を行うことはできません。
- 4. 包括委任状番号通知前の包括委任状の援用について

特別授権等の証明に際して、包括委任状番号の通知前に包括委任状を援用して代理権の証明を するときは、【提出物件の目録】の欄に包括委任状の提出日を次のように記載します。

【提出物件の目録】

【物件名】		特許請求の範囲	1	
【物件名】		明細書	1	
【物件名】	(図面	1)
【物件名】		要約書	1	
【物件名】		委任状	1	

【援用の表示】 令和〇〇年〇月〇日提出の包括委任状

5. 国内優先権主張出願

先の出願手続で国内優先権主張に関する特別の授権が証明されていないときは、包括委任状の 援用又は委任状の提出により、その証明をする必要があります。代理権の証明を怠っているもの を見受けます。なお、特許出願後に、特許法第41条4項に規定する国内優先権主張書面(「優 先権主張書」)を提出することによって優先権の主張の手続を行う場合は、国内優先権主張書面 を提出する時点における出願人及び代理人の関係についての特別授権を証明する必要があります。

6. 分割出願

原出願の代理人と異なる代理人(選任した代理人を含む。)がいる場合は、当該新たな代理人の代理権を証明する必要があります。特に拒絶査定不服審判の請求と同時に行う分割出願の場合に、審判請求と分割出願の代理人の一部が相違する場合を見受けますが、その場合には審判請求と相違する代理人についても代理権の証明が必要になりますので、ご注意ください。また、分割出願の際に既に分割出願の出願人からの包括委任状を提出している場合には、できる限り包括委任状を援用するようにして頂くことにより、方式審査を早期に行うことが可能になります。

〈中間手続共通〉

1. 【出願番号】の記載について

手続補正書、手続補足書、出願審査請求書、優先権証明書提出書、新規性の喪失の例外証明書提出書等を提出する場合は、可能な限り、出願番号通知を受けた後に(オンライン手続については、受領書により出願番号を確認し)、【事件の表示】又は【出願の表示】の欄の【出願番号】

の欄に出願番号を記載して提出してください。出願番号を特定するための調査に係る事務処理負担の軽減にご協力ください。

出願番号の通知前に手続を行う必要がある場合には、手続に係る書類の【事件の表示】又は【出願の表示】の欄には、出願日及び当該出願の願書に記載した整理番号を次のように記載してください。

【事件の表示】

【出願日】 令和○○年○月○日提出の特許願 【整理番号】 01P-002615 ◆ 願書に記載した整理番号と 同一のものを記載する。

Ⅱ. 意匠登録出願関係

〈願書及び図面の作成について〉

1. 願書の作成について

意匠登録出願において、意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面(又は写真)が、平面的なものを表す図面(又は写真)の場合は「表面図」及び「裏面図」、また立体的なものを表す図面(又は写真)の場合は「正面図」、「背面図」、「左側面図」、「右側面図」、「平面図」及び「底面図」など意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な図を願書に添付して提出しなければなりませんが、適正な図面が添付されていないものを見受けます。

なお、記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他の図のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の【意匠の説明】の欄に「○○図と○○図は対称であるため○○図は省略する。」のように記載することをもって当該図の記載に代えることができますが、当該欄の省略記載と添付図面とが一致していないものを見受けます。

2. オンライン手続で見本による意匠登録出願の方法について

願書の【提出物件の目録】の欄に【物件名】を設けて、「見本 1」と記載し、その次に【提出物件の特記事項】を設けて見本を提出する旨を記載してください。この場合、見本は、必ず同日に「ひな形又は見本補足書」により書面手続で提出しなければなりません。

なお、書面手続で見本による意匠登録出願をする場合は、見本は願書に添付しますので【提出 物件の特記事項】の欄は不要です。

(見本による願書の作成例)

【書類名】	意匠登録願
•	
•	

【提出物件の目録】

【物件名】 見本 1

【提出物件の特記事項】 同日に見本を提出します。

* ひな形による場合は、【物件名】の欄の「見本1」を「ひな形1」とします。

3. 図面の作成について

- (1) 図面の描き方について
- ① 図面の副本の提出は不要です。
- ② 図は、各図同一縮尺により作成しなければなりません。
- ③ 図形(参考図の図形は除く。)の中には、中心線、断面指示線等を記載することはできません。また、図面中に意匠を構成しない線、説明文字等も記載することはできません。ただし、その意匠の理解を助けるために参考図(例えば【使用状態を示した参考図】)として提出する場合で、その参考図中に記載することはできます。
- (2) 図面の表示について

各図の上部には【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【表面図】、【裏面図】、【展開図】、【○○断面図】、【○○切断部端面図】、【○○拡大図】、【斜視図】、【正面、平面及び右側面を表す図】、【画像図】、【参考図】、【○○参考図】等を表示しなければなりませんが、図の表示が正確に記載されていないものや図の表示が重複しているケースを見受けます。

Ⅲ. 商標登録出願関係

〈防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願〉

防護標章登録に基づく権利存続期間の更新登録の出願手続を代理人がする場合は、当該手続に係る 「代理権を証明する書面」が必要です。

〈中間手続〉

多区分出願において【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄の全文を単位として補正をする場合において、【補正の内容】の欄に補正する「区分・指定商品(指定役務)」のみを記載しているケースを見受けます。全文を単位として補正する場合は、【第○類】、【指定商品(指定役務)】の欄を繰り返し設けて、補正しない「区分・指定商品(指定役務)」を含め、補正後のすべての「区分・指定商品(指定役務)」を記載してください。

なお、記載のない区分・指定商品(指定役務)は削除されたことになります。作成に当たっては十分注意してください。